

しあわせ・応援ネットワーク

ご存知ですか？
民生委員・児童委員は、
身近な地域の相談役です

民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立って、福祉や家族、住居、年金、育児、教育のことなど、地域の相談窓口、各関係機関との連携・パイプ役などの援助活動を行い、地域の誰もが幸せで安心した生活を送れるよう応援しています。

栗山町では38人の民生委員・児童委員と2人の主任児童委員が、厚生労働大臣より委嘱され活動しています。

何か心配ごとがありましたら、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

【問い合わせ】

栗山町民生委員児童委員協議会
事務局
町福祉課福祉・子育てグループ
☎ 722222



主な相談内容

- 暮らしに関すること
- 住まい・生活など
- 育児・教育に関すること
- 育児・学校生活など
- 家族関係に関すること
- 扶養・相続など
- 在宅生活に関すること
- 介護・施設利用など

こんな活動もしています

- ◆包丁とき奉仕活動
- ◆ボランティア部会
- ◆ふれあい菜園づくり
- ◆在宅支援部会
- ◆児童公園等遊具点検
- ◆児童部会
- ◆生活福祉資金の活用啓発
- ◆生活向上部会
- ◆広報紙の発行
- ◆広報部会

「生活福祉資金」で生活の立て直しを

生活福祉資金貸付制度は、銀行など主な金融機関での借入れができない低所得者世帯、高齢者・障がい者世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とした貸付制度であり、さまざまな目的に応じた貸し付けを行っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などの理由でお困りの方に対し、**緊急小口資金などの特例貸付**を実施しています。

詳しくは町社会福祉協議会（☎ 72-1322）および、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

福祉資金 福祉費

種類	貸付対象
生業経費	生業を営むのに必要な経費
技能習得関係経費	資格・技能の習得に必要な経費など
住宅経費	住宅の増改築、補修、災害による修繕などに必要な経費
福祉用具経費	福祉機器・用具を購入するための経費
障がい者自動車経費	障がい者用自動車の購入に必要な経費
中国年金追納経費	中国残留邦人などにかかる国民年金保険料追納の経費
療養関係経費	ケガや病気の療養に必要な経費など
介護関係経費	介護サービス、障がい者サービスなどに必要な経費など

教育支援資金

種類	貸付対象
教育支援資金	高等学校、大学などに就学するのに必要な経費
就学支度費	上記学校への入学に必要な経費

総合支援資金

種類	貸付対象
生活支援費	失業や収入の減少により、生活再建までの間に必要な費用
住宅入居費	住宅手当の支給対象者に対する敷金、礼金など住宅の賃貸契約を締結するために必要な経費
一時生活再建費	失業や収入の減少により、生活を再建するために一時的に必要な費用

令和2年度 除雪サービス事業の申請を受け付けます



【申込締切】
10月30日(金)

【実施期間】
12月1日(火)～
令和3年3月31日(水)

次の4項目全てに該当し、下表の対象世帯であれば、除雪業者へ支払う除雪費用の一部助成を受けることができます。ぜひお申し込みください。

◆対象世帯

- 令和2年度の町民税非課税の世帯
 - 町税などの滞納がない世帯
 - 同一町内会、自治会に65歳未満の子などがいない世帯
 - 町内会、自治会単位（団地単位含む）などで共同負担により、除雪を行っていない世帯
- ※入院・入所などにより、誰も居住していない家は対象外です。

◆サービス内容

自宅周辺で自らが行えない範囲の除雪や排雪、屋根の雪下ろしに対する費用を助成

◆助成額

除雪などに係る費用の7割（生活保護世帯は9割）相当を助成※限度額があります。詳細はお問い合わせください。

事業名

対象世帯

高齢者
除雪サービス事業

【申込先・問い合わせ】
町福祉課

高齢者・介護・医療グループ
☎ 7507

障がい者

除雪サービス事業

【申込先・問い合わせ】
町福祉課

福祉・子育てグループ
☎ 72222

- ◎ 次のいずれかに該当する世帯
- 1世帯全員が70歳以上の世帯
 - 2世帯全員が要支援または要介護認定を受けている世帯
 - 3「70歳以上」または「要支援・要介護の認定者」の方と「上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）のある方」のみの世帯

- ◎ 次のいずれかに該当する世帯
- 150歳以上で、上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）のある方のみの世帯
 - 2生活保護を受給し、上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）のある一人暮らしの世帯